資料7

社会保険庁改革 工程表（未定稿）

事務局作成

平成19．8．23

	平成19年									平成20年							平成21年	平成22年	平成23年
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月
年金新組織	年金業務・組織再生会議における議論																		
						立ち上げ ・8月23日初会合 （座長選任、会議運営方針の決定、意見交換　等）								5月目標　最終整理・公表	政府が「基本計画」を策定	設立準備（設立委員） ・職員の募集 ・採用者の内定 ・事業計画の作成　等 ・採用されない職員に対し、配置転換・再就職支援		日本年金機構の設立（1月予定）	
							年金業務・組織再生会議のミッション（日本年金機構法附則3条3項） ↓ 「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」の在り方について議論 ①機構が自ら行う業務と外部委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項 ②機構の設立に際して採用する職員の数その他の機構の職員の採用についての基本的な事項												
記録問題	・年金記録問題検証委員会（6月14日初会合、7月10日中間段階の発表）→ ・検証委員会報告																		
	・年金記録確認第三者委員会（6月25日中央委員会初会合、7月10日あっせんに当たっての基本方針決定、7月中旬地方委員会立ち上げ、7月17日以降随時あっせんを実施）→（当分の間置かれる）																		社会保障カード（仮称）の導入
	・「ねんきん特別便」　1億人への加入履歴のお知らせ →（システム開発）→ ・名寄せ処理（12月～20年3月目途）→ ・その他の年金受給者に発送（4月～5月目途）→ ・その他の現役加入者に発送（6月～10月目途）																		
	・記録が結び付くと思われる年金受給者・現役加入者に順次発送（12月～20年3月目途）																		
	・「記録の突合」　既存の台帳等すべての記録とコンピュータ記録を突き合わせ ・新たな年金記録管理システムの構築																		
	・「年金記録相談体制の強化」　電話相談、来訪相談、出張相談、インターネット照会																		
システム	旧システム															・機構の設立に合わせたシステム改修（年末年始）			
	新システム →（基本設計）→ ・仕様書（案）の意見募集（8月）→ ・仕様書の確定、入札							・業者の決定		（詳細設計）					（プログラム開発）（テスト）			・新システム稼働（1月予定）	
監視	・年金業務・社会保険庁監視等委員会（7月25日初会合、7月27日意見具申（第一次））→（日本年金機構設立まで置かれる）																		
健康保険等							・設立委員会において、法人の組織人員の骨格、職員の採用基準・労働条件などを固める（19年秋までを目途）			・設立委員会において、予算・事業計画その他の事項も含め策定（19年度中目途）→（設立手続き）→ ・全国健康保険協会設立（20年10月） ・保険医療機関の指導監督等を地方厚生局に移管（20年10月）									